

果樹団地で後継者がいない園地を新規就農者へ経営継承

高山市久々野町小坊・大西地区

【地区の概要と取り組みへの経緯】

- 小坊地区は標高700～800mの高山市久々野町南部に位置する果樹産地で、昭和57年に桃、りんごの果樹園、約5.8haを整備を実施。
- 整備後40年以上が経過した同園地では、生産者の高齢化による経営規模の縮小や離農を考える農家もあり、遊休農地の発生が懸念された。
- 令和元年、新規就農希望者（旧高山市在住）が「ワイン用ブドウ栽培」での就農について相談があった。
- 高山市就農支援協議会が中心となり、後継者のいない農業者の樹園地（2.6ha）及び関連する農業機械類の経営譲渡について調整するとともに規模拡大に必要な用地確保を支援。

取組開始前の状況や課題

【状況】

- 後継者不在と高齢化による離農の懸念
 - ・ 農業者の高齢化により、経営維持（桃0.7ha、リンゴ1.8ha）が困難になる
 - ・ 新規就農者がなければ遊休農地化が懸念
 - ・ また、地元果樹農家の規模拡大は限界
- 就農者の募集、確保（地元・県内外）
 - ・ 地元果樹組合、ネット等による就農希望者の募集
 - ・ 短期の研修生はあるものの、当該地での就農就農者は確保できず。

【課題】

- 譲渡する圃場の再整備
 - ・ 老木のため既存樹の伐採・抜根、改植
 - ・ 湿害対策（明渠の設置）
- 譲渡に伴う条件等の調整
 - ・ 農地等の査定と譲渡金額の調整
 - ・ 廃棄物の処分
 - ・ 圃場整備に係る事業導入

取組内容

1 ブドウ栽培（小坊地区）

- 経営計画等の樹立支援
 - ・ 新規就農予定者（ワイン用ブドウ）へ離農者の樹園地、農業機械等の譲渡を支援
 - ・ 高山市就農支援会議（県、市、JA、公社等）による支援（R1.5～）
- 果樹園の譲渡、売買等に係る協議（R1、7月～）
 - ・ 譲渡物件の調整と譲渡価格の設定
 - ・ 譲渡農地の権利内容等の確認
 - ・ 機械類等の譲渡調整
- 機構事業による農地賃貸借契約
 - ・ 賃貸借R3年1月～、2.2ha、5年間
 - ・ 同契約の満期後の売買仮契約
- 市事業（R1.3～R3.10）による伐採伐根、暗渠、整地、圃場内道路整備等
 - ・ ワイン用ブドウ苗の植栽（R2.10～）

2 ワイン加工（大西地区）

- ワイナリー用地等確保への取組み支援
 - ・ 用地確保の支援会議（R3.7～、4回）
 - ・ 建設に向けた諸課題の調整（R4.2）
 - ・ 賃貸借；R4年6月～、2.9ha、20年間
 - ・ ワイナリー建設（R5）

今後の展開と方向性

- 生産支援
 - ・ 安定栽培技術の確立と支援
- ワイナリーの建設に係る支援
 - ・ 飛驒特産物としての原料生産確保から製造販売までの体制整備
- 地域との連携
 - ・ 雇用の確保
 - ・ 地域果樹組合と一体となった果樹生産拠点（桃源郷）の強化
- 飛驒ブランド確立への取り組み
 - ・ 飛驒産品と協調した販売戦略の確立（飛驒牛とワインのセット販売など）
 - ・ 新たな農産物加工品等の開発（各種ワインやジュース類）

